

労働者派遣事業に関する情報提供（法第23条第5項）

許可番号	派 13-303400
事業所の名称	ヤマコン株式会社 西船橋営業所
事業所の所在地	〒273-0031 千葉県船橋市西船4-22-1 西船ビル3階
連絡先	047-410-0571
対象期間	2024年10月1日 ～ 2025年9月30日

① 派遣労働者の数(2025年9月30日付)	50 名
② 派遣先事業所数	16 件
③ 労働者派遣に関する料金額の平均額 1日(8時間あたり)の額	15,660 円
④ 派遣労働者の賃金額の平均額 1日(8時間あたり)の額	11,029 円
⑤ マージン率	29.57 %

※マージン率には、下記事項が含まれています。

- 社会保険・労働保険料、福利厚生費(健康診断費用他)、教育訓練・資格取得支援費用、事務所賃借料、光熱費、派遣管理社員人件費、募集広告宣伝費用等の事業運営に必要となるもの。

⑥ 派遣法 第30条の4 第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結している
当該協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
当該協定の有効期間の終期	2027年3月31日

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項					
キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先（TEL）			0120-636-911		
教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規入職者	派遣元	OFF-JT	有給	無償
職能別研修	派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償
		派遣先	OJT		
職種転換研修	派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償
		派遣先	OJT		
階層別研修	派遣労働者	派遣元	OFF-JT	有給	無償
		派遣先	OJT		

※上記教育研修の詳細なメニューにつきましては、別紙『教育訓練計画』にてご確認頂けます。